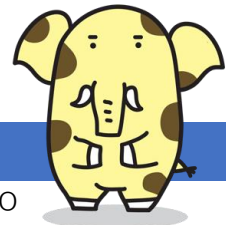


新座市災害廃棄物処理計画

概要版

令和7年3月

新 座 市



1. 総則

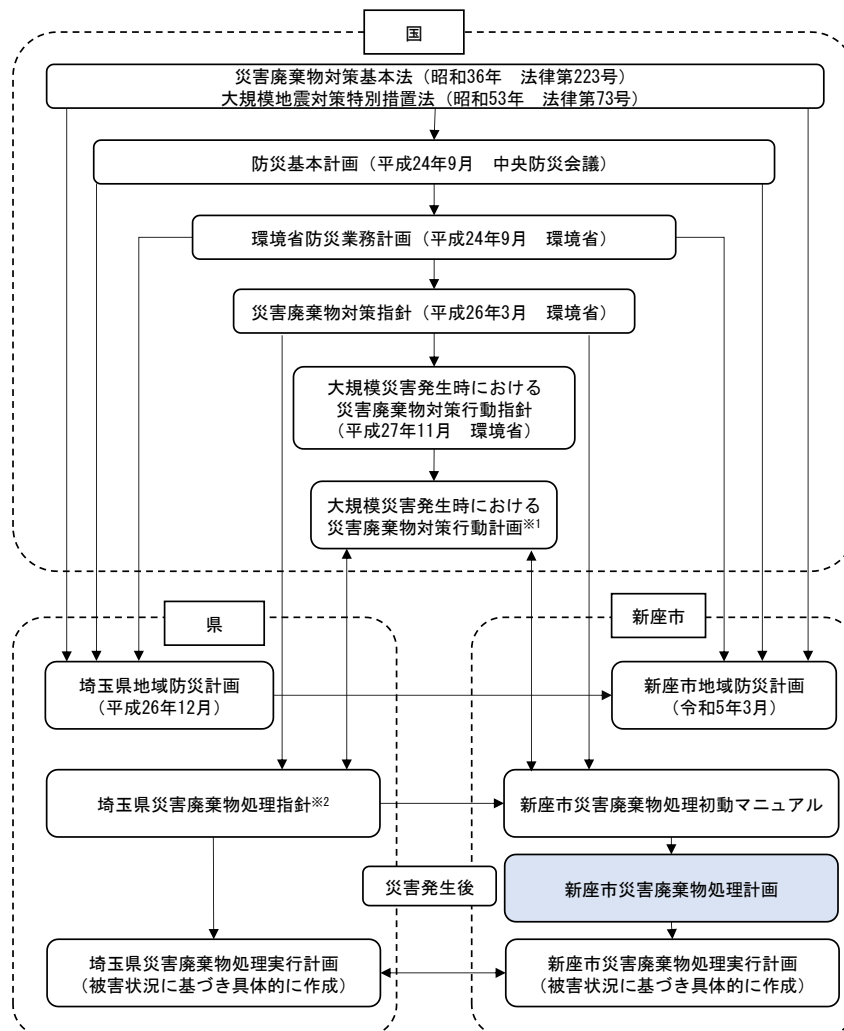
1) 計画の背景と目的

©新座市 2010

新座市（以下、「本市」という。）では、災害廃棄物処理に関し、令和2年3月に「新座市災害廃棄物処理初動マニュアル」（以下「市マニュアル」という。）を策定し、災害発生時の対応策の強化を図りました。新座市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、将来、本市が地震や風水害等の災害に直面した場合に、新座市地域防災計画に基づき災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物に関して予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平時から取り組むべき事項を整理し、本市の災害対応力の向上に資するものです。

2) 本計画の位置付け

本計画は、市マニュアルを補完するものです。なお、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」並びに「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき、かつ「新座市地域防災計画」との整合を図って策定します。



※1 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会において、地域における備えとして、行動計画の策定が求められている。

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会とは環境省関東地方環境事務所が、10 都県を対象に災害廃棄物対策に関する情報共有や、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため設置した協議会。

※2 環境省が作成した災害廃棄物対策指針に基づき作成が求められている「災害廃棄物処理計画」に該当する。

2. 本計画の基本的事項

1) 被害想定

(1) 地震

地震の対象災害は、「新座市地域防災計画」（令和 5 年 3 月）で明記している「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震」（Mw7.3）、「地表断層が不明瞭な地殻内の地震」（Mw6.8）のうち、災害被害規模が最大と見込まれる「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震」とします。

(2) 風水害

風水害の対象災害は、「埼玉県災害廃棄物処理指針」で想定している「荒川氾濫による洪水想定」とします。

2) 処理方針

基本方針1 平時の備えと迅速な初動

災害時の分別ルールや排出方法、支援先との関係構築等、平時の備えを万全に整え、迅速な初動体制が取れるように努めます。

基本方針2 作業の安全確保

災害廃棄物処理には他市からの応援やボランティア等、多くの人が関わる可能性があるため、作業の安全確保を徹底します。

基本方針3 分別の徹底と資源化の推進

スムーズに災害廃棄物の処理を実施するため、ルールに基づいた分別と仮置場への排出を徹底するとともに、排出された災害廃棄物は極力資源化を行います。

基本方針4 処理施設の確保と広域処理

志木地区衛生組合における処理が継続できるよう、平時から施設の強靱化を確保するとともに、埼玉県の指導に基づき、必要に応じて広域処理体制を構築します。

基本方針5 周辺環境の保全

仮置場等の土地は汚染しないように使用し、適切に原状回復を行う。また、処理の過程で粉じんや火災が発生しないよう、日々の維持管理を徹底します。

3. 災害廃棄物に係る情報及び体制

1) 市民への情報提供

市民への必要な情報提供は、被害状況に応じて、市ホームページ、LINE等のSNS、掲示板への貼り出し、報道発表、放送設備装備車、防災行政無線、回覧板、町内会や避難所等での説明会等あらゆる手段・媒体を活用するとともに、発災後の時期区分に応じて適切に実施します。また、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物の排出方法や排出ルール等（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報について、早期に分かりやすく発信することが重要です。さらに、高齢者や障がい者、外国人等にも分かりやすく情報が伝わるよう留意します。

発災後の時期区分に応じた情報提供の手段と内容は資料1、広報内容は資料2に示すとおりとします。

資料１ 情報提供の手段と内容

		初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (最長でも3年以内)
情報提供の手段		防災行政無線・広報車		
		公共施設・避難所等の掲示版、説明		
			回覧・説明会	
		ホームページ		
		報道発表(適宜)		
情報提供 する 内容	問合せ先	各種問合せ・相談窓口の案内		
	収集に関する事項	収集頻度等		
	排出に関するルール等		排出(分別)方法	
	仮置場設置・運営状況		場所、期間、持込み方法等	
	廃自動車等の確認		所有者確認、場所、手続等	
	被災家屋の取扱い		対象物件、期間、手続等	
	思い出の品等の返却		対象物件、期間、手続等	
	災害廃棄物処理実行計画		処理フロー、処理方法等	
	処理の進捗状況		処理の進捗状況、今後の見込み	

資料２ 広報内容

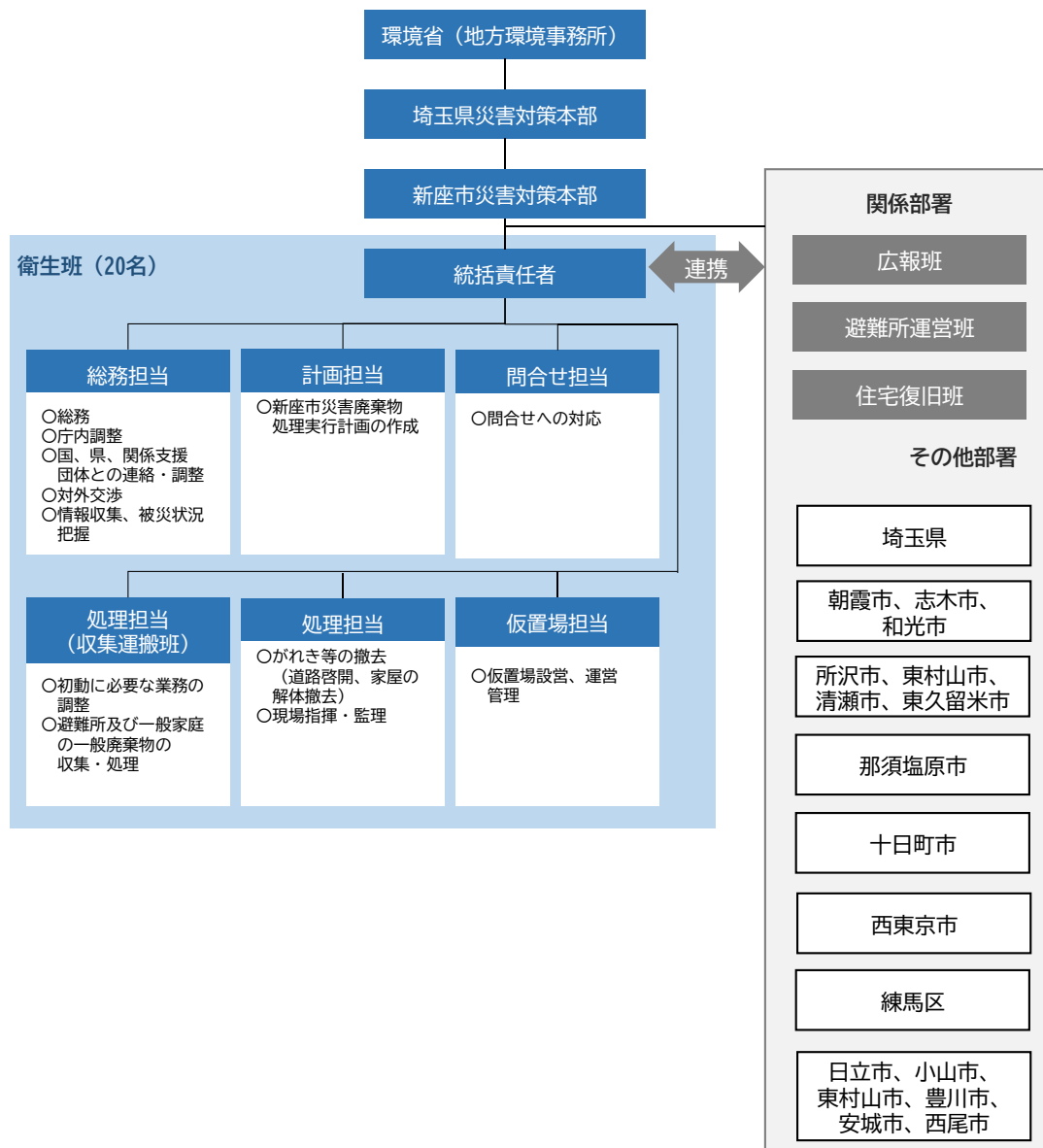
広報の 相手方	広報内容	広報手段	広報の時期
市民・ボラン ティア	収集方法(収集の有無、収集ルート及び日程、仮設トイレの設置等)	ホームページ、 チラシ	発災当日又は翌日
	仮置場へ持ち込む災害廃棄物の 分別方法	ホームページ、 チラシ	発災当日又は翌日
	仮置場の場所、搬入時間	防災行政無線、広報車 ホームページ、 チラシ	発災後3日以内 (仮置場開設 (5日以内)前)
避難所の 避難者	仮設トイレの場所、管理方法 避難所ごみの捨て方	ホームページ、 チラシ	発災後3日以内

2) 災害廃棄物処理体制

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、新座市地域防災計画に基づき、市長は「新座市災害対策本部」を設置し、これと各機関の防災組織をもって応急対策活動を実施します。この場合において、災害廃棄物処理は、「衛生班」の所掌となります。

発災後は、災害廃棄物の処理だけでなく、生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理や住民からの問合せ対応等、一度に膨大な量の業務が発生します。これらの業務に計画的に対応していくため、新座市災害対策本部の下に、資料３に示すとおり衛生班の組織体制を早期に構築し、対応を図るものとします。また、必要に応じて市内各所からの応援人員を確保するとともに、更に人員が不足する場合には、近隣市区町村（災害時における相互応援に関する協定締結自治体）及び埼玉県への応援要請も検討します。なお、復旧・復興時には、その度合いに応じて、体制を見直すものとします。

災害対策を迅速かつ円滑に実施するために、埼玉県等の関係行政機関のほか、協定締結事業者、一般廃棄物の許可業者等、各主体と被害状況等を共有するとともに、各班（広報班、避難所運営班、住宅復旧班等）からの情報を整理し、衛生班から本市の処理状況等を発信します。



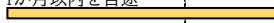
資料 3 新座市地域防災計画に基づく災害時の体制

4. 災害廃棄物対策

1) 災害廃棄物処理の全体像

「埼玉県災害廃棄物処理指針」では、災害廃棄物処理の対応は、資料4に示すとおり初動期、応急対応期、復旧・復興期に分けて災害廃棄物の処理を3年以内に完了する旨定めています。本市においても、この考えを踏まえ、災害廃棄物の処理完了を3年以内に完了する計画とし、発災後、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理します。

資料4 災害廃棄物処理の時系列的な対応フロー

		初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3か月程度)	復旧・復興期 (最長でも3年以内)
災害廃棄物本部の設置				
被災情報の収集、国、関係機関との緊急連絡調整				
県内災害廃棄物発生量の推計			 	
県内処理体制の構築（協議・調整）		 		
災害廃棄物処理実行計画の作成			 	
一次仮置場の指定（被災市町村内を想定）		 		
災害廃棄物の撤去、一次仮置場への搬入	道路啓開ごみ			
	解体ごみ			
二次仮置場の指定・整備（広域処理を想定）				
災害廃棄物の処理	二次仮置場への搬入			
	二次仮置場での中間処理			
	焼却灰等の埋立処分			
一次・二次仮置場の原状復旧				
避難所仮設トイレ整備、ごみ収集ルートの設定				
避難所（仮設住宅）ごみ・し尿の処理実施				
通常の生活ごみの処理実施				

県実施（市町村連携・協働） 

市町村実施（事務委託による県実施含む） 

2) 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管します。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響をきたさないよう、廃棄物の種類毎に分別して仮置き・保管します。仮置場の種類は、資料5に示すとおりとし、被害状況及び規模により適切な種類・数を設置します。

資料5 仮置場の種類

種類	被害状況の概要	規模
一次仮置場	・ 損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物や被災家屋等からの片付けごみを搬入し、粗選別した後、一時保管しておく場所	中～大
二次仮置場	・ 一次仮置場で粗選別した災害廃棄物を搬入し、破碎選別機等により細かな破碎・選別を行い、処分・再資源化先に搬出するとともに、必要に応じて仮設焼却炉を設置して処理を行う場所 ・ 設置するには、かなりの広さが必要とされ、広域エリアでの調整が必要となり、埼玉県や近隣自治体、志木地区衛生組合との調整の上、設置することとなる。	特大

5. 平時の取組

発災後、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、本市では、庁内連携の強化・各主体との協力・連携体制の構築、職員の災害対応力向上等をはじめ、平時より以下の取組を推進していきます。

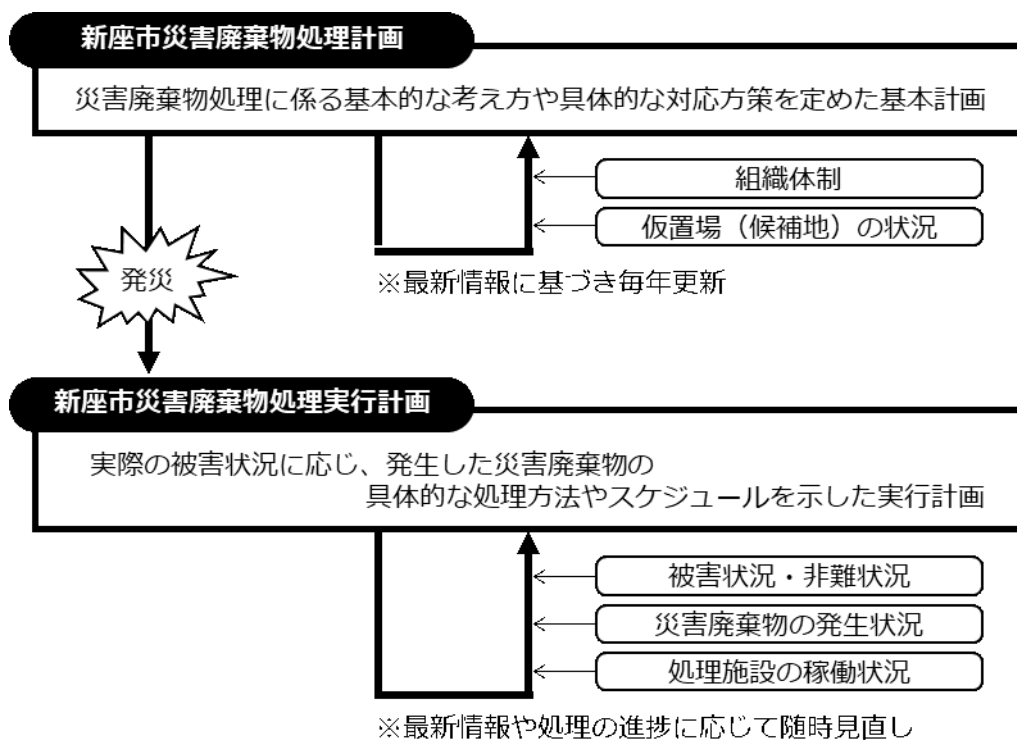
取組	概要
市民への周知・広報	災害時の廃棄物処理に関して、平時より市民に様々な手段で周知・広報を進めていきます。
各主体との協力・連携体制の構築	国や県が開催する協議会・研修会等に参加し、平時より関係行政機関との協力・連携体制を確立します。
職員の教育訓練の実施	研修・セミナー等に定期的に参加し、職員の災害対応力向上・知識醸成に努め、災害廃棄物処理対応に係る知識・ノウハウを蓄積・継承していきます。
本計画の適宜の見直し	災害廃棄物処理の教訓・課題・対策事例等の情報収集や教育訓練等を通じて、適宜、本計画の改善を図っていきます。 発災後、速やかに仮置場等を設置・開設できるよう、平時より庁内連携を図り、仮置場候補地の選定に向けて精査します。



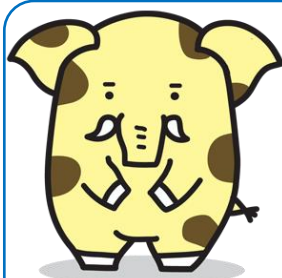
6. その他事項

本計画は、常に最新情報に基づく基本的な方向性を示すため、組織体制や仮置場の状況等必要事項を毎年点検し、必要があると認めるときは更新します。

本計画と発災後に策定する実行計画とにおける見直しの内容は、資料6に示すとおりとします。



資料6 計画の見直し



新座市災害廃棄物処理計画 概要版 令和7年3月

新座市 市民生活部 環境課

TEL : 048-477-1547 (直通) FAX : 048-477-1128

Eメール : kankyou@city.niiza.lg.jp

©新座市 2010